

科学研究費補助金の取扱いについて

1. 合算使用における従前の措置

科学研究費補助金を交付する研究者に対し、補助金適正化法に基づき定める補助条件として、科学研究費補助金の他用途使用を防ぐため制限。

- ・ 直接経費は、次の場合を除き、他の経費と合算して使用してはならない。
 - ① 補助事業に係る用務と他の用務とを合わせて1回の出張をする場合において、直接経費と他の経費との使用区分を明らかにした上で直接経費を使用する場合
 - ② 独立性のある物品を購入する場合において、同時に購入する当該物品の附属品等（補助事業の遂行に必要なもの）の購入経費として直接経費を使用する場合
 - ③ 直接経費の未使用額が1万円未満となった場合において、これに他の経費を加えて補助事業のために使用する場合

(基本的考え方)

1つの行為に対し、科学研究費補助金と他の経費を加えた支出は不可
(例外として認める場合)

- (1) 支出経費を明確に区分できる場合
 - ・ 旅行目的の異なる出張
 - ・ 物品の本体と附属品等
- (2) 補助金の残額が1万円未満になった場合

2. 合算使用に係る今回の変更点

科学研究費補助金はあくまで補助金であることから、補助目的にあった使用が確保されれば他の経費と合算することについては支障がなく、次のような場合にはその合算使用が可能。

- (1) 科研費の使用分と他の経費使用分が明確に分割できる場合
- (2) 加算する「他の経費」の用途に制限がなく、科学研究費補助金を補助事業に使用することが担保される場合

- ・ 直接経費は、次の場合を除き、他の経費と合算して使用してはならない。
 - ① 補助事業に係る用務と他の用務とを合わせて1回の出張をする場合において、直接経費と他の経費との使用区分を明らかにした上で直接経費を使用する場合
 - ② 補助事業に係る用途と他の用途とを合わせて1個の消耗品等を購入する場合において、直接経費と他の経費との使用区分を明らかにした上で直接経費を使用する場合
 - ③ 直接経費に他の経費（委託事業費、私立大学等経常費補助金、他の科学研究費補助金及び間接経費など、当該経費の用途に制限のある経費を除く。）を加えて、補助事業に使用する場合（なお、設備等の購入経費として使用する場合には、補助事業の遂行に支障が生じないよう、研究者が所属研究機関を変更する場合などにおける当該設備等の取扱いを事前に決めておくこと。）

3. 合算使用の例外についての解説等

①の場合の例

- ・ 一つの契約で往復航空券を購入し、片道分について科研費の直接経費を使用
- ・ 一つの契約でホテルに5泊し、補助事業に係る用務に関する2泊分のみ科研費の直接経費を使用

②の場合の例

- ・ 一つの契約で1個の消耗品等を購入するが、補助事業に用いる数量と他の用途に用いる数量をあらかじめ分割する場合で、補助事業に用いる数量分についてのみ直接経費を使用（1個とは、1ダース、1ケースなどの一つのまとまった購入単位を含みます。）

③の場合

「他の経費」が使途に制限のない合算使用可能な経費かどうかは、当該「他の経費」の制約から判断。

○合算使用が可能な経費（使途に制限のない経費）の例

- ・ 機関の「自己収入」
- ・ 渡しきりである「運営費交付金」
- ・ 使途を限定しない「寄付金」

○合算使用が不可能な経費（使途に制限のある経費）の例

- ・ 委託事業費（異なる事業目的を有する）
- ・ 私立大学等経常費補助金
- ・ 他の科学研究費補助金

<私立大学等経常費補助金との合算使用について>

私立大学経常費補助金は、大学等の全般的な活動に必要な経常的経費に対する補助金であるが、1つの補助事業として位置づけられ、交付要綱第3条において、「この補助の対象となる事業は、事業団が国庫補助金を財源として、私立大学等を設置する学校法人に対し、私立大学等の経常的経費で次に掲げるもの（ただし、国及び地方公共団体等の他の補助金及び委託費等の対象となる事業に要する経費を除く。）を対象とする補助金を交付する事業とする。」と規定されていることから、科研費の補助事業は対象外となるため、合算使用できません。

<他の科学研究費補助金との合算使用について>

科研費の補助事業においては、それぞれの研究目的のためだけに補助金を使用する必要があることから、合算使用により一つの物品等を購入することは、互いに流用するおそれが生じるため合算使用できません。

<間接経費との合算使用について>

間接経費の使途は、直接経費で支出可能な範囲を除くとしており、また、間接経費は、補助事業ごとではなく一括使用可能な経費であるため、同一事業に対する支援につながる可能性があることから、合算使用できません。

4. 合算使用を前提とした研究計画調書・交付申請書について

科学研究費補助金は、補助事業を遂行するために必要な経費すべてを研究計画調書に記載していただいた上で、審査を行います。上記2.の取扱いは、研究計画を遂行していく上で、例外的に認められる事柄なので、合算使用を前提とした研究計画調書や交付申請書を提出することはできません。